

4月15日(月)から
申込み開始!

施設に関する色々な補助があります!

問合せ 施設管理課

ブロック塀などの除去費用補助

対象

- 市の定める北名古屋地域防災計画で定められた避難所などへ至る経路に面するブロック塀などであること(指定箇所の詳細は、お問い合わせください)。
- 道路からの高さが1メートル以上のもので、組積造の部分が60センチメートル以上のもの
- 工事契約前に申請され、令和7年2月末までに撤去工事が完了するもの

補助額

「撤去に要した費用」と「撤去したブロック塀などの延長に1メートル当たり1万円を乗じて得た額」のいずれか少ない額の3分の2の額で、最大15万円(予算がなくなり次第終了)

雨水貯留施設設置を推奨します

対象

建築面積10㎡以上の住宅・店舗・倉庫への設置で、貯留量が1基あたり200リットル以上のもの

補助額

15,000円(1基)

募集数

2基(先着順)

空家解体費補助

対象

- 下記の要件をすべて満たしていること
- ①市内に存する1年以上使用されていない木造の空家で、2分の1以上が居住の用に供されていたものであること
 - ②住宅地区改良法に規定する不良住宅と同等の空家であること(主に著しく老朽化した空家)
 - ③個人が所有する空家であること
 - ④所有権以外の権利が設定されていない空家であること
 - ⑤令和7年1月末までに解体工事が完了するもの
- ※交付には条件があります。詳細は施設管理課☎までご相談ください。

補助額

最大20万円

募集数

5棟

空家活用相談員の現地派遣を行います

空き家所有者より、市に提供された相談内容をもとに空き家に関する専門知識をもった相談員を現地派遣し、簡易的な目視調査、聞き取り調査を行い、以下の情報提供を行います。

- 空き家または空き地の状態から活用方法などの提案
- 専門業種の紹介
- 賃貸・売買・適正管理などの取引動向
- その他相談内容に関する事項
- リフォーム・増改築・解体などの取引動向

申込み

「空き家の有効活用等に関する相談申込及び情報提供同意書」にご記入のうえ、施設管理課☎へ持参または郵送してください。

★市と協定を結んでいる各団体の相談窓口もご利用ください!

相談窓口	相談内容	問合せ
公益社団法人愛知建築士会	空家について技術的な相談	☎052(201)2201 (営業日の午前9時~午後5時)
愛知県司法書士会	土地・建物の登記、相続・遺言、成年後見、裁判手続きなど	☎050(3533)3707(電話相談専用) 平日午前10時~午後4時
公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会	空家に関する売却・賃貸・管理など	☎052(522)2567 平日午前9時~正午、午後1時~5時
愛知県土地家屋調査士会	土地、建物の登記、土地の境界および相隣関係について	☎052(586)1200 毎週水曜日午後2時・3時・4時(要予約)
市シルバー人材センター	空き家の見回り点検、除草などに関すること	☎(21)0810 平日午前8時30分~午後5時

大地震に備えて!

民間住宅耐震補助事業をご活用ください!

問合せ 施設管理課

市では大地震に備え住宅の耐震化を進めるため、無料耐震診断や耐震改修費の補助などを行っています。(いずれも令和7年2月末までに診断・工事が完了するもので、契約前に申請されたものに限りです。)

無料耐震診断を受けられた方を対象に、10月頃に改修方法などについての無料相談会も実施予定です。

非木造住宅耐震診断費用

対象

昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅(鉄筋コンクリート造、鉄骨造などの戸建て、長屋、共同住宅、併用住宅で貸家を含む)

建物規模

戸建て(戸建て以外の場合はご相談ください)

補助額

最大9万円

募集数

1棟

木造住宅無料耐震診断

ご興味がある方は、施設管理課まで電話でお問い合わせください。

対象

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅(在来軸組構法・伝統構法の戸建て、長屋、共同住宅、併用住宅で賃貸を含む)

建物規模

2階建て以下

募集数

30棟(先着順)

「木造住宅無料診断」を受けると、下記の相談や補助をご利用できます!

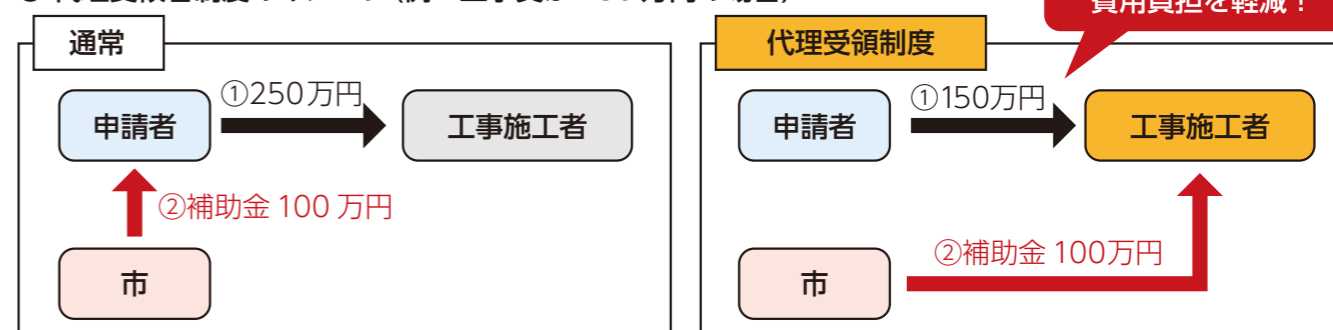
木造住宅段階的改修費補助	木造住宅除去工事費補助
補助額 / 最大60万円 募集数 / 1棟(先着順)	補助額 / 最大20万円 募集数 / 5棟(先着順)
木造住宅耐震シェルター費補助	木造住宅耐震改修費補助
補助額 / 最大25万円 募集数 / 1基(先着順)	補助額 / 最大100万円 募集数 / 5棟(先着順)

申込み 4月15日(月)から施設管理課☎へ

代理受領制度の導入のお知らせ

代理受領制度とは耐震改修工事などを実施した工事施工者が、申請者の委任を受け、補助金の受領を代理で行うことができる制度です。この制度を利用することにより、申請者は工事費と補助金の差額分のみを用意すればよくなり、当初の費用負担を軽減することができます。

●代理受領者制度のイメージ(例:工事費が250万円の場合)



制度の詳細は施設管理課にお問い合わせください。

問合せ 施設管理課